



金沢市公報

第2650号

平成22年(2010年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●告示		○議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、 選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場 合における署名者の最低数について	4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	(選挙管理委員会)	
○自転車等を撤去し、保管したことについて ()	2	○教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について ()	4
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3	○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ()	5
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた めの居宅介護及び介護予防を担当させる機関 の指定について (生活支援課)	3	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ()	5
○車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当 該道路の通行方法について (道路管理課)	3	●監査公表	
●公告		○監査公表(第3号) (監査事務局)	5
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	4	●消防局公告	
●選挙管理委員会告示		○消防車のサイレンの使用について (警防課)	6
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4	●公営企業告示	
		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	6
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ()	7

告 示

●金沢市告示第27号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場

金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営表参道自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
 自転車 123台
 原動機付自転車 0台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成22年2月1日から同月28日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成22年3月11日から同年6月11日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第28号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	14 台
	原 動 機 付 自 転 車	2 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
東山1丁目地内	自 転 車	4 台
西泉1丁目地内	自 転 車	8 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	2 台
木越2丁目地内	自 転 車	1 台
増泉1丁目地内	自 転 車	2 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
木越町地内	自 転 車	1 台
三池町地内	自 転 車	1 台
広坂2丁目地内	自 転 車	1 台
千木町地内	自 転 車	5 台
北安江2丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
 平成22年2月1日から同月28日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成22年3月11日から同年9月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
利屋町町会	代表者の氏名及び住所	竹野 博 金沢市利屋町ソ161番地	荒木 武司 金沢市利屋町い3番地2	平成22年1月1日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	鈴木 勉 金沢市鈴見町ニ6番地1	山岸 善浩 金沢市鈴見町ニ39番地2	平成22年1月4日
		山岸 善浩 金沢市鈴見町ニ39番地2	滝 吉徳 金沢市鈴見町ニ37番地	平成21年1月10日

●金沢市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
芝 延行	金沢市太陽が丘第7工区 14街区10番地	芝クリニック 太陽丘	金沢市太陽が丘3 丁目1番地15	平成21年12月1日
株式会社 くつろぎ	金沢市西金沢4丁目663 番地	ヘルパーステーション かいてき	金沢市間明町1丁 目142番地1	平成22年2月1日
株式会社 くつろぎ	金沢市西金沢4丁目663 番地	デイサービスセンター かいてき	金沢市間明町1丁 目142番地1	平成22年2月1日
株式会社 コミケア	金沢市京町1番19号	こみけあヘルパーステー ション光が丘	金沢市光が丘3丁 目211番地2	平成22年2月1日

●金沢市告示第31号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第2項の規定により告示します。

平成22年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
1 級幹線43号古府・玉鉾町線	金沢市古府3丁目66番地先から金沢市古府3丁目42番地先まで

2 指定する期日 平成22年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成22年3月11日

金 沢 市 長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
74	Total Maintenance 株式会社	加賀市山田町ワ7番地6	平成22年2月19日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,217人です。

平成22年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,281人です。

平成22年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第24号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,281人です。

平成22年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第25号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,217人です。

平成22年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第26号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,141人です。

平成22年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年3月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監査の対象部局等		実施期間
福 祉 健 康 局	福祉総務課、長寿福祉課、こども福祉課、こども総合相談センター、障害福祉課、福祉指導監査課	平成21年6月5日)
選挙管理委員会		平成22年2月25日

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、宮保喜一、田中 仁

なお、宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

3 監査の範囲

平成21年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成20年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 収納事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

- ① 母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が通減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

【福祉総務課】

- ② 保育料の収納について、収納率が低下し収入未済額も増加しているため、状況に応じて滞納処分を行うなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

また、収納委託制度の導入や一時保育に係る保育料の納付方法などについても検討し、収納方法がより効率的・合理的なものとなるよう工夫・改善に取り組むことが望まれる。

【こども福祉課】

(2) 延滞金徴収事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。

【こども福祉課】

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成22年3月11日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内

日 時 平成22年3月21日(日)午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日 時 平成22年3月18日(木)午後3時30分から午後4時まで及び同月21日(日)午前10時から午前10時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内

日 時 平成22年3月21日(日)午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成21年11月1日から平成22年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 45,850円
(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 60,660円
(3) 1トン当たり平均原料価格 47,540円

2 原料価格変動額 16,100円

算式 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) - 47,540円(1トン当たり平均原料価格) = 16,100円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-16,100円(原料価格変動額)/100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.21円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成22年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	213円54銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	211円54銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	199円4銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	197円21銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	192円21銭

●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成21年11月1日から平成22年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 60,660円

(2) 原料価格変動額 27,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格)-60,660円(1トン当たり平均原料価格)=27,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-27,300円(原料価格変動額)/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から55.70円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	365円60銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	356円50銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成21年11月1日から平成22年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 60,660円

(2) 原料価格変動額 27,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 60,660円(1トン当たり平均原料価格) = 27,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 27,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から55.70円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	365円68銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	356円58銭

3 南森本供給地点群

(1) 平成21年11月1日から平成22年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 60,660円

(2) 原料価格変動額 27,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 60,660円(1トン当たり平均原料価格) = 27,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 27,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から55.70円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	344円45銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	335円35銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成21年11月1日から平成22年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 60,660円

(2) 原料価格変動額 27,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 60,660円(1トン当たり平均原料価格) = 27,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 27,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から55.70円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	388円6銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	378円96銭

◎正 誤

○平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の5

頁	箇 所	誤	正
15	下から22行目	各号に掲げる職員にあつては、3	各号に掲げる職員にあつては、3)

平成22年(2010年)3月11日 印刷
平成22年(2010年)3月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)